

あすなろ通信



ひとり親家庭の皆さんへ
母子・父子自立支援員からのおたよりです。
2021. 11月号 第48号



民間団体の活動を紹介します。

和光市には地域の人たちの力で地域を支える活動をしている民間団体がたくさんあります。その中で、ひとり親家庭の力になってくれる民間団体の活動を紹介します。



「フードパントリー」を利用してみよう！（要申込）

地域に食品の貯蔵庫を置くようなイメージで、必要な人に無料で食品を提供する仕組みです。市民の皆さんのご寄付により運営しています。



主催：和光市社会福祉協議会すたんど・あつぷ和光

開催日	開催時間	場所
11月24日(水)	14:00~15:00	和光市民文化センター サンアゼリア小ホール
プチパントリー 12月21日(火)	※時間と場所は現時点では未定となっています。	
令和4年 1月26日(水)	※12月21日(火)についてはすたんど・あつぷ和光のホームページにて確認をお願いいたします。	
プチパントリー 2月15日(火)		
3月23日(水)	※令和4年以降の予定は、決まり次第次号のあすなろ通信にてお知らせいたします。	

主催：和光市チーム SDGs(わかサス)勉強カフェわこう・まなびばの民間3団体のコラボ

開催日	開催時間	場所
12月26日(日)	午後	和光市民文化センター サンアゼリア小ホール
令和4年 2月26日(土)	開始時間は申込みの際お問合せください	和光市民文化センター サンアゼリア小ホール

【申込み先】
(メールにての申込みとなります)
E-mail:sdgswako@gmail.com

【申込み先】

和光市社会福祉協議会
すたんど・あつぷ和光

☎048-452-7608

E-mail:stand-up@wako-syakyo.wako.or.jp

すたんど・あつぷ和光
連絡先



わかサス
連絡先



「自主学習の場」を利用してみよう！（要申込）

「自宅では落ち着いて勉強ができない！」「学習のポイントが分からない！」など勉強で困っている場合、教員の資格を取得している方々が、勉強方法や学習のポイントを教えてくれる民間団体の活動があります。



中学生のための居場所（無料塾） 勉強カフェわこう

場 所：新倉地域センター

開催日：毎週水曜日

時 間：17:00~20:00

持ち物：自分が勉強したい教材

筆記用具 水筒

申込先 関口 050-5480-4958

sekiguchihisako@gmail.com

勉強カフェわこう

連絡先



中学生・高校生の自主学習の場 まなびば

場 所：牛房コミュニティセンター2階和室（広間）

開催日：11月11日(木)、16日(火)

※12月以降の日程はお問合せください

時 間：17:40~20:00

持ち物：勉強道具(教科書、ノート、

問題集等)水筒、筆記用具

申込先 栗原 090-1555-8659

widmung1978@docomo.ne.jp

まなびば
連絡先



※参加する際のお願い
・マスクの着用をお願いいたします。
・飲食はできません。(水分補給 OK)





資格いろいろシリーズ16 「精神保健福祉士」を知ろう！

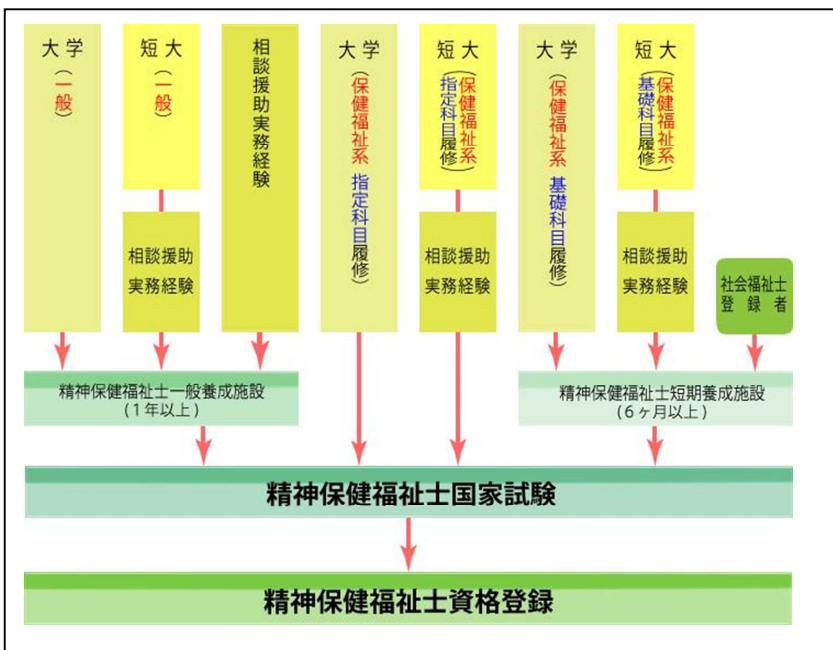


★精神保健福祉士とは・・・

精神保健福祉の領域で専門的な知識や技術を持ち、精神に障がいがある人たちの社会復帰を助けたり、必要な訓練を行ったりする精神科ソーシャルワーカー(PSW:Psychiatric Social Worker)です。社会福祉士、介護福祉士とともに福祉系の国家資格として知られています。

日本では50年以上前より、全国の精神科の病院で「精神科ソーシャルワーカー」として働く人たちがいました。その後1997年には「精神保健福祉法」が制定され、精神障がい者の自立・社会復帰等をさらに促進することとなり、より専門的な知識・技術を持つソーシャルワーカーが必要となりました。そこで国家資格として精神保健福祉士の仕事が確立されたのです。

★資格を取るまでの道のりは？



★仕事の内容は？

精神障がい者とその家族からの相談を受け、助言したり、適切な訓練を行ったりするというものです。さらに詳しく見ていくと、医療費や生活費などの手配の紹介、公的支援制度の紹介、社会復帰のための日常訓練、会話の練習、就労支援、就職してからの職場への定着支援など多岐にわたります。

「障害者自立支援法」(2006年施行)、「障害者総合支援法」(2012年施行)などから、精神的な障がいがある人たちの支援も「入院医療中から地域生活中心へ」とシフトするようになり、それに伴い精神保健福祉士の仕事内容も、地域や家庭、職場、学校などと連携を重視するように変化してきました。

★どんな職場で仕事をしているの？

- ・医療機関 (精神科病院・診療所・総合病院精神科)
- ・生活支援サービス (相談支援事業、地域活動支援センター、グループホーム・ケアホーム、就労移行支援事業、自立訓練事業、救護施設、児童養護施設等)
- ・行政機関 (自治体・保健所・福祉事務所・精神保健福祉センター)
- ・司法施設 (保健観察所等、矯正施設)
- ・その他 (社会福祉協議会、ハローワーク、介護保健関連施設、教育機関、企業)

★合格後は・・・

国家試験に合格しただけでは精神保健福祉士として働くことはできません。精神保健福祉士登録簿に氏名等を登録をし、登録証を受ける必要があります。

★精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士が関わる対象者の違いは？

資格名	対象者
精神保健福祉士	・精神に障害を抱えた人
社会福祉士	・心身に障害を抱える人。 ・突発的な災害や失業といった何らかの働けない事情を抱えて生活が困難になった人。 ・子育てに関して悩んでいる人(不登校、虐待等)
介護福祉士	・障害によって通常の社会生活を送ることが困難な人

精神保健福祉士・介護福祉士は対象となる人に直接、訓練や介護をするのに対し、社会福祉士は相談を受け、状況に見合った適切な制度や申請を行い、自立できるくらしに戻して行く支援を行います。

★お給料は？

精神保健福祉士の給料はどこで働くかによって年収が変わってきます。

医療分野…規模の大きな病院⇒平均年収 430 万円
規模の小さな病院⇒平均年収 380 万円

行政分野…保健所などで勤務する場合は地方公務員と同等の給料規定によって決まります。